

(公表の対象となる防火対象物及び違反の内容)

第6条 [条例第48条第3項](#)の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、消防法施行令(昭和36年政令第37号)別表第1(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げるもので、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条第1項の政令で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備を設置しなければならないもののうち、法第4条第1項に規定する立入検査においてこれらの消防用設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 [条例第48条第3項](#)の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、[前項](#)の防火対象物に屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備が設置されていないこととする。

(追加〔令和元年規則18号〕)

(公表の手続)

第7条 [条例第48条第1項](#)の公表は、[前条第1項](#)の立入検査の結果を通知した日から14日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、市ホームページへの掲載により行う。

2 [前項](#)に規定する方法により公表する事項は、[前条第2項](#)に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地、違反の内容(当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。)その他消防長が必要と認める事項とする。

(追加〔令和元年規則18号〕)